

後援等に係る事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、他の団体等が行う事業について、公益財団法人三重県産業支援センター（以下「財団」という。）が後援、協賛及び共催（以下「後援等」という。）を行う場合の基準、手続き等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)後援とは、その事業の趣旨に賛同し、開催を後援するために名義使用を認めることをいう。
- (2)協賛とは、その事業の趣旨を支持し、開催を協賛するために名義使用を認めることをいう。
- (3)共催とは、その事業の実施にあたり企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。

(承認の基準)

第3条 後援等の承認は、事業の目的、内容が明確に、商工業又は農商工連携の振興に貢献すると認められ、かつ、次の各号に掲げる承認基準に該当する場合に行うものとする。

- (1) 事業の主催者についての承認基準
 - ア 国、地方公共団体又はこれらに準ずる公共団体
 - イ 公益法人又はこれらに準ずる団体
 - ウ 新聞、テレビ等の報道機関
 - エ その他財団が適当であると認める団体
- (2) 事業内容についての承認基準
 - ア 公共性があり、営利を目的としないものであること。
 - イ 特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動と認められる事業でないこと。
 - ウ 特定の主義主張の浸透を図る目的を有すると認められる事業でないこと。
 - エ 民間企業が行う場合には、その内容が全国的な注目を集めるなど、三重県のPRやイメージアップにつながると認められる事業であること。
 - オ その他財団の方針に反しないものであること。
- (3) その他の承認基準
 - ア 事業計画が明確で、主催者の行事遂行能力が十分であると判断されるものであること。
 - イ 行事の開催、開設等の場所は、公衆衛生、公害防止等について十分な設備及び措

置が講じられていること。

ウ 過去に後援等をしたものについては、承認の条件が遵守されているものであること。

(承認の手続き)

第4条 財団の後援等の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 事業の名称、目的又は趣旨、内容及び規模
- (2) 事業を主催する団体等の所在地、名称、代表者名
- (3) 開催場所及び開催期間
- (4) 対象及び参加（来場）予定人員（事業規模が推定可能なその他の数値でも可）
- (5) 入場料又は参加料の有無とその額
- (6) 他に後援等を申請している団体名
- (7) その他理事長が別に指示する事項

2 共催を申請する場合は、前項の申請書に実施計画書を添付しなければならない。

3 理事長は、後援等の承認にあつては、当該承認に係る必要な条件を付することができる。

(承認の取り消し)

第5条 理事長は、後援等を承認した事業であっても、その内容が第3条の承認基準に該当しなくなったときは、その承認を取り消すものとする。

(事業報告)

第6条 後援等の承認を受けた者は、事業終了後1ヶ月以内に事業実施報告書を提出しなければならない。

2 財団が共催した場合は、前項の実施報告書に収支決算書を添付しなければならない。

附則

この要綱は、平成21年5月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。